

特 記 仕 様 書

年 度 : 令和8年度
工 事 名 : 銚子漁港水産流通基盤整備工事
(東突堤(黒生)ブロック製作)
漁 港 名 : 特定第3種漁港 銚子漁港
工 事 箇 所 : 銚子市 黒生町 地先

千葉県銚子漁港事務所

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この仕様書は、本工事に関し受注者が守らなければならない事項を特に定めたものであり、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本工事は、契約約款、関係法令、県条例、並びに規則に基づくほか、仕様書及び図面に基づき監督職員の指示に従い施工するものとする。
- 3 本特記仕様書に定めない事項については、土木工事共通仕様書及び土木工事共通特記仕様書の他、漁港漁場関係工事共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部）及び港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）の定めによるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期

工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 1 建設機械、型枠及び生コンクリートの搬入・搬出時は下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。なお、他工事との調整により、交通誘導警備員配置が不要となった場合は監督職員と協議するものとする。

作業区分	配置場所	交通誘導警備員
建設機械搬入・搬出 型枠搬入・搬出 生コンリート搬入	作業ヤード入口	1名

第5条 週休2日制適用工事

本工事は、週休2日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。

- 3 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和6年10月版）」に基づき行うこと。

第6条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成にあたっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当

該工事のマニフェスト情報を提示すること。

第2章 低入札価格調査制度

第7条 低入札価格調査制度

- 1) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という。）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず、中間検査の指定対象工事として中間検査を実施する。
- 2) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督員が指定する。
なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

第3章 段階確認

第8条 段階確認

受注者は下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

種 別	細 別（項目）	確認時期
消波工	消波ブロック工	型枠組立完了時

第4章 工事材料

第9条 材料等

工事に使用する材料で本仕様書に記載されている材料は、品質を証明する資料（品質証明書、成績表等）を提出しなければならない。

第10条 材料の見本または資料及び検査

1. 工事材料において、監督職員が資料提出時に指示した材料は、見本を提出、検査を行うものとする。
2. その他の工事材料においても、監督職員が必要と認めた材料は納入時に材料確認を行う。なお、確認は材料承認願をもって行われるものとする。

第11条 レディーミクストコンクリート

本工事で使用するコンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の品質により難しい場合は、施工に先立ち配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならないものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント 比	呼び強度	セメント の種類
消波 ブロック製作	25mm	8cm	65%以下	21N/mm ²	高炉セメント B種

第5章 一般施工

第12条 一般事項

- 1 本工事は東突堤（黒生）に使用する消波ブロックを製作する工事である。
- 2 ブロック製作ヤードは設計図書に示す箇所で製作するものとする。
なお、詳細については、監督職員に確認を得るものとする。
- 3 ブロック製作ヤードの施工手順・工程等については十分な調整を行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
- 4 コンクリートミキサー車の洗浄水の垂れ流しを禁止すると共に、不用となった生コンクリートは持ち帰ること。

第13条 ブロック製作

- 1 製作したブロックには、ブロック管理のため、最も見やすい箇所に下表のとおり表示するものとする。

	製作年度	形式（t式）	製作番号
消波ブロック（東突堤）	R 8	40 t	561～680

なお、記載場所及び文字の大きさ等は事前に監督職員の確認を得るものとする。

- 2 搬入した型枠には、整理番号（No.）を記入するものとする。
 - 3 ブロックの出来形規格値（測定方法、測定箇所等）及び管理（測定密度）は施工計画書に記載するものとする。
 - 4 立会時及び工事完成時、ブロックの配置平面図及びブロックごとの製作番号、型枠番号及び生コン打設日が分かる資料を作成し提出するものとする。
- なお、上記以外で監督職員が必要と認めた場合は施工途中でも提出するものとする。

第14条 ヤード整備工

ブロック製作前に製作ヤードの不陸整正を行うものとする。

第15条 建設機械等運搬

- 1 クローラクレーンの分解組立及び輸送は往復を計上している。
- 2 受注者間での調整等により近接する他工事で使用している建設機械を当該工事で使用する場合は、設計変更の対象の有無を含め監督職員と協議するものとする。

第6章 その他

第16条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- （1）図 面：CAD データ（SXF (P21Ver. 2)）
- （2）数量総括表：PDF データ
- （3）特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第17条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第18条 監理技術者の専任要件の緩和について

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以

下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（５）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。

（６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２ 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（１）～（８）の事項について確認できる書類を提出すること。

３ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第１９条 付則

本仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・特記仕様書による
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型
第2-10条	I C T 活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない